

議会全員協議会会議次第

平成30年9月21日 午後1時30分～
松川町役場 協議会室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- | | | |
|---|---------|--------|
| (1) 教育委員会委員の選任について | [総務課] | 資料No.1 |
| (2) 松川町下水道事業の企業会計方式移行(法適化)に向けた進捗状況と今後の進め方について | [環境水道課] | 資料No.2 |
| (3) 下伊那赤十字病院運営費補助について | [保健福祉課] | 資料No.3 |

4. 報告事項

- | | | |
|-------------------------------|------------|---------|
| (1) ふるさと納税の状況報告と新たな取組みについて | [まちづくり政策課] | 資料No.4 |
| (2) 松川町環境コンテンツ 2018 動画CMについて | [環境水道課] | 資料No.5 |
| (3) 県営片桐ダムを活用した発電所建設の取組状況について | [環境水道課] | 資料No.6 |
| (4) 空家対策計画について | [建設課] | 資料別冊 |
| (5) 富士森公園草刈り事故の損害賠償について | [建設課] | 資料No.7 |
| (6) 車両事故による損害賠償について | [建設課] | 資料No.8 |
| (7) 固定資産税課税誤り防止改善報告書について | [住民税務課] | 資料No.9 |
| (8) 上片桐町営グラウンドの照明設備故障について | [生涯学習課] | 資料No.10 |
| (9) 松川町選挙管理委員及び同補充員の選挙について | [議会事務局] | |

5. その他

6. 閉 会

松川町教育委員会の委員任命について

松川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	松川町上片桐 4 2 9 8 番地
氏 名	いしだ よしのり 石田 喜則
生年月日	昭和 3 1 年 4 月 2 6 日生

平成 3 0 年 9 月 2 1 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 3 0 年 9 月 日 意
松川町議会議長 森谷 岩夫

松川町下水道事業の企業会計方式移行（法適化）に向けた進捗状況と今後の
進め方について

環境水道課下水道係

平成 31 年 4 月 1 日から松川町下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計方式へ移行するために必要となる準備作業を進めている。

1. 経過及びスケジュール

平成 27 年 1 月	総務省より「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」が出され、人口 3 万人以上の団体は平成 27 年度から 31 年度までに「公共下水道」「その他の下水道」を地方公営企業法に適用し、公営企業会計に移行することになった。 3 万人未満の団体もできる限り移行することが必要とされた。
平成 27 年 4 月	町の公共下水道事業と農業集落排水事業について平成 27 年度中に方向を出すことに決定
平成 28 年 1 月	移行を決定し、平成 31 年度移行のため平成 28 年度から作業に取りかかることを議会全員協議会で説明
平成 28 年 3 月	予算議決
平成 28 年 4 月	委託業者と契約（平成 28 年度から 30 年度）事業開始 ※
平成 28 年度	移行作業初年度【固定資産調査】【資料収集】
平成 29 年 3 月	総務産業建設委員会において、下水道経営戦略を説明
平成 29 年度	移行作業 2 年目【固定資産調査】
平成 30 年度	移行作業 3 年目【移行事務手続き支援】 ・会計科目の設定 ・条例・規則改正 ・予算作成 ・職員研修
平成 30 年 6 月	庁内準備会議（まちづくり政策課・総務課（会計室）議会事務局）
平成 30 年 9 月	委員会・議会説明
平成 30 年 12 月	関連条例一部改正案上程
平成 31 年 3 月	予算案上程
平成 31 年 4 月 1 日	公営企業会計へ移行

※費用：総額 35,700,480 円（うち公営企業適用債 35,500,000 円）

2. 現在の進捗状況及び今後の作業について

(1) 資産の調査及び評価について

- ① 減価償却費の算定に必要となる過去に建設した下水道施設等の固定資産の調査及び評価を、平成 28 年度、29 年度の 2 年間で行った。
- ② 平成 30 年度作業として平成 29 年度分増加資産の算定作業中。
- ③ 平成 30 年度増加資産分は予定資産額を算定する。確定は平成 31 年度となる。

(2) 公営企業会計システムの構築について

- ① 平成 29 年度、公募型プロポーザルにて業者選定し、契約。上水道事業と共用・共同システムとすることで導入構築費用及びその後の保守・運用費用の削減を図った。
- ② 現在は、会計科目の設定の作業中。

(3) 移行に関する各事務手続きについて

① 例規の整備について

別紙の例規の整備が必要として調整している。

ア 地方公営企業法の全部適用とする。

イ 全部適用するため、水道事業の例規を下水道事業にも適用できるように現在ある水道事業の条例等を一部改正する方針として作業している。

ウ 水道事業の条例等に上位法の改正が漏れているものがあり、下水道事業の適用作業と合わせて適法となるよう改正する。

条例については、12 月議会に上程する。規程等は 3 月までにすべてが整うように整理、告示する。

② 特別会計の廃止

松川町公共下水道事業特別会計、松川町農業集落排水事業特別会計を廃止し、「松川町下水道事業会計」とする。

③ 出納取扱金融機関（メインバンク）及び収納取扱金融機関の指定

ア 出納事務は原則として管理者が行うが、町長の同意を得て指定した金融機関に公金の収納及び支払事務の一部を取扱わせることができる。

イ 収納及び支払両方を取扱わせる金融機関を出納取扱金融機関（ここがメインバンクとなる）と、収納のみを扱う金融機関を収納取扱金融機関と呼ぶ。

ウ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

エ 平成 31 年 4 月 1 日以降は、独立した資金口座を持つことになる。

3. 今後の進め方

- (1) 12 月議会に条例一部改正案の上程を行う。
- (2) 3 月議会に平成 31 年度当初予算案を提出する。
- (3) 上下水道事業経営審議会へ法適用について説明を行う。(12 月予定)
- (4) 関係官庁（総務省・税務署）に届出を行う。(4 月移行後)
- (5) 議会への説明（随時）
- (6) 庁内連絡会議のメンバーでそれぞれの担当部門を検討（随時）

下水道事業公営企業への移行に伴う変更例規一覧

No.	例規名	制定年月	号	所管課	区分					備考
					条例	規則	規程	要綱	その他	
1	松川町行政評価実施規則	H23.12	規則第11号	まちづくり政策課		○				
2	松川町職員定数条例	S50.3	条例第2号	総務課	○					
3	松川町債権管理条例施行規則	H25.3	規則第20号	総務課		○				
4	松川町特別会計条例	S39.3	条例第5号	まちづくり政策課	○					
5	松川町下水道条例	H7.7	条例第13号	環境水道課	○					
6	松川町下水道条例施行規則	H8.4	規則第7号	環境水道課		○				規則→規程
7	松川町下水道設備指定工事店規則	H7.7	規則第8号	環境水道課		○				規則→規程
8	松川町下水道事業受益者負担金条例	H7.7	条例第14号	環境水道課	○					
9	松川町下水道事業受益者負担金条例施行規則	H8.4	規則第6号	環境水道課		○				規則→規程
10	松川町水道事業の設置等に関する条例 →松川町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例	S56.3	条例第6号	環境水道課	○					
11	松川町水道事業公印規程 →松川町水道事業及び下水道事業公印規程	H1.10	規程第1号	環境水道課			○			
12	松川町水道事業会計規程 →松川町水道事業及び下水道事業会計規程	S56.3		環境水道課			○			
13	松川町水道事業の余剰金の処分等に関する条例 →松川町水道事業及び下水道事業の余剰金に関する条例	H25.3	条例第23号	環境水道課	○					
14	公共ます設置に関する要綱	H21.1	告示第1号	環境水道課				○		
15	松川町下水道加入推進員設置要綱	H11.8	要綱第9-2号	環境水道課				○		※
16	松川町公共下水道終末処理場設置条例	H10.3	条例第15号	環境水道課	○					※
17	松川町上下水道事業経営審議会規則	H26.10	規則第3号	環境水道課		○				※
18	松川町農業集落排水処理施設設置条例	H10.3	条例第16号	環境水道課	○					※
19	松川町水道条例	H10.3	条例第5号	環境水道課	○					※
20	松川町水道条例施行規程	H10.4	規程第3号	環境水道課			○			※
21	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	S56.3	条例第7号	総務課	○					※
22	松川町指定給水装置工事事業者規程	H10.4	規程第4号	環境水道課			○			※
23	松川町水道事業補助金交付規程	S48.3	規程第15号	環境水道課			○			※廃止
24	松川町水道料金の減免取扱要綱	H19.2	要綱第2号	環境水道課				○		※
25	松川町税以外の諸収入に関する手数料及び延滞金徴収条例	S33	条例第1号	総務課	○					
26	松川町企業職員の給与に関する規程			環境水道課			○			新規
27	松川町企業職員の勤務時間及び休暇等に関する規程			環境水道課			○			新規
28	松川町企業職員旅費規程			環境水道課			○			新規

※ 移行には関係ないが、様式の平成を削る、上位法・政令等の改正の未反映、条文構成の誤り等、改正を行う条例等

下伊那赤十字病院運営費補助について H30.09.04 整理

1. 経過

平成 24 年 11 月	下伊那赤十字病院が町に対し特別交付税制度を活用した支援を要望
平成 26 年 3 月	特別交付税（不採算地区分）を活用した運営費の補助を開始
平成 27 年 3 月	不採算地区分に加え、救急告知分も含めた補助を開始
平成 28 年 4 月	特別交付税財政措置の取扱変更（措置 100%⇒80%へ）
平成 28 年 11 月	運営費補助期間を明記（平成 28 年から 3 年毎に見直し協議を行う）
平成 28 年 12 月	運営費を年 2 回払で交付とする取扱変更（前期 4 割・後期 6 割）

2. 特別交付税措置の概要

町で行っている補助は、不採算地区分と救急告知分とに大別される。

不採算地区分（第 2 種）…直近の国勢調査結果において人口集中地区以外の区域に所在する公的病院で、病床数が 150 床未満の病院（日赤は 112 床）。

$(\text{一般病床等の数(上限 100)} - 100 \text{ を超えた病床数} \times 2) \times \text{基準額 } 842,000 \text{ 円}$

$(100 - 12 \times 2) \times 842,000 \text{ 円} = 63,992,000 \text{ 円}$

救急告知分…救急医療を要する傷病者のための専用病床がある病院（日赤は 3 床）。

$\text{救急医療専用病床数} \times \text{基準額 } 1,697,000 \text{ 円} + \text{加算基準額 } 32,900,000 \text{ 円}$

$3 \times 1,697,000 \text{ 円} + 32,900,000 \text{ 円} = 37,991,000 \text{ 円}$

*1 不採算地区とは、黒字赤字という経営状態ではなく、「地区内の人口が少なく、病院の努力だけでは患者数が増えることが望めない」地域のことを指す

*2 公的病院とは、国立病院、公立病院、日本赤十字病院・労災病院・済生会・社会保険病院・厚生年金病院を指す。

3. 町から下伊那赤十字病院への補助実績

年度	金額	内容	備考
H4～H13	150,000 千円	病棟増築	15,000 千円 × 10 年
H11～H14	25,000 千円	療養病棟整備	H11 10,000 千円 以後 5,000 千円 × 3 年
H17～H19	10,000 千円	マンモグラフィー整備	H17 4,000 千円 以後 3,000 千円 × 2 年
H20～H24	28,000 千円	健診棟建設	5,600 千円 × 5 年
H25～H27	267,958 千円	運営費補助 特別交付税措置 100%	H25 63,992 千円 H26 101,983 千円 H27 101,983 千円
H28～現在	203,966 千円	運営費補助 特別交付税措置 80% (町の持出 20%)	H28 101,983 千円 H29 101,983 千円 H30 101,983 千円 (予定)

下伊那赤十字病院の決算概況と見込

(単位:千円)

1. 損益計算書

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	本年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込	平成33年度 見込	備考
医療収益	1,471,140	1,498,962	1,470,231	1,502,902	1,511,410	1,520,449	1,529,558	
うち保健予防活動収益	182,711	190,694	197,978	197,782	197,782	197,782	197,782	健診や予防接種等による収入
医療費用	1,544,137	1,539,296	1,513,169	1,559,548	1,590,193	1,583,508	1,586,609	
材料費	209,540	209,378	205,545	211,910	214,620	215,904	217,197	
給与費	973,154	984,829	964,244	989,869	994,818	999,792	1,004,791	医療収益に対し給与費の占める割合が高い(65%超)
委託費	146,862	141,658	143,005	152,592	154,118	155,659	157,216	
設備関係費	137,372	133,055	130,387	138,141	158,855	143,718	138,310	H31医療システム改修予定(投資額80M程度)
研究開発費	2,446	2,274	2,605	2,400	2,500	2,500	2,500	
その他経費	74,763	68,102	67,383	64,636	65,282	65,935	66,595	
医療利益	-72,997	-40,334	-42,938	-56,646	-78,783	-63,059	-57,051	本業の利益
医療外収益	115,345	114,941	116,690	113,367	109,668	108,731	106,470	補助金ほか外部要因による収入
運営費補助	101,983	101,983	101,983	101,983	101,983	101,983	101,983	町による運営費補助(特別交付税措置)
その他医療外収益	13,362	12,958	14,707	11,384	7,685	6,748	4,487	
医療外費用	32,129	30,707	30,009	30,599	3,000	3,000	3,000	H31～退職給付債務変更時差異分減(▲27M)
医療社会事業収益	530	0	0	0	0	0	0	
医療奉仕費用	1,215	1,575	1,283	1,576	1,500	1,500	1,500	
事業利益	9,534	42,325	42,460	24,546	26,385	41,172	44,919	【損益計算書上のポイント】
付帯事業(訪問看護)収益	50,245	54,465	50,653	50,904	51,000	51,000	51,000	病院の努力だけでは患者数の増加が難しい状況下、H29決算ベースで医療収益人件費比率65.6%をはじめ固定費用の負担大きく、医療利益は赤字が続いている。また、医療機器の設備更新が定期的に必要のため、H31年度は設備関係費増により赤字が拡大する見込み。いずれの年度も運営費補助(102M)ほか医療外収入により、最終的には当期利益黒字で着地している。
付帯事業(訪問看護)費用	44,568	46,118	42,647	43,507	43,942	44,381	44,825	
経常利益	15,211	50,672	50,466	31,943	33,443	47,791	51,094	
特別損益	-1,337	-11,322	-3,404	-1,000	-2,000	-2,000	-2,000	
法人税等	0	0	0	0	0	0	0	
当期利益	13,874	39,350	47,062	30,943	31,443	45,791	49,094	

2. 貸借対照表

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	本年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込	平成33年度 見込	【貸借対照表上のポイント】
資産	1,653,488	1,674,704	1,600,815	1,631,758	1,663,201	1,708,992	1,758,086	過年度赤字の累積により、H27決算時点では利益剰余金▲190Mを計上。基本金と基金積立金の合計(174M)を上回り債務超過の状態にあったが、運営費補助により黒字決算を維持継続し、H29決算で利益剰余金▲104Mと累積赤字縮小・債務超過解消となった。今後、資産と負債の大幅な変動は無いものと仮定し、単純に各年度の当期利益を利益剰余金に積み立てるものとする、H32決算で累積赤字は解消できる見込み。
負債	1,669,071	1,650,938	1,529,987	1,529,987	1,529,987	1,529,987	1,529,987	
純資産	-15,583	23,767	70,829	101,772	133,215	179,006	228,100	
基本金	100,285	100,285	100,285	100,285	100,285	100,285	100,285	
基金積立金	74,474	74,474	74,474	74,474	74,474	74,474	74,474	
利益剰余金	-190,342	-150,992	-103,930	-72,987	-41,544	4,247	53,341	

3. 運営費補助を見直した場合の試算

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	本年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込	平成33年度 見込	【運営費補助を見直した場合の試算について】
医療利益	-72,997	-40,334	-42,938	-56,646	-78,783	-63,059	-57,051	町による運営費補助について医療利益の赤字額を限度額とした場合でも、付帯事業(訪問看護ステーション)の収支が黒字で安定しており、当期利益ベースは若干の黒字で推移できる見込み。ただし、累積赤字の解消には相当の時間を要するため、今後、病院の改築ほか大規模投資の判断に影響を与える可能性がある。
事業利益	9,534	42,325	42,460	24,546	3,185	2,248	-13	
経常利益	15,211	50,672	50,466	31,943	10,243	8,867	6,162	
当期利益	13,874	39,350	47,062	30,943	8,243	6,867	4,162	
利益剰余金	-190,342	-150,992	-103,930	-72,987	-64,744	-57,877	-53,715	

1. 健康日本21（第2次）が目指すもの

- 平成25年度から平成34年度までの国民の健康の増進を推進し、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(大臣告示)を改正するもの。
- 第1次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防支援等を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握³⁵。

2. 虚血性心疾患の予防

所見等	検査内容
肥満、内臓脂肪の蓄積	BMI、腹囲、血糖、インスリン量 コレステロール、血圧
糖尿病、高血圧、脂質異常症、喫煙	頸部エコー(血管壁の肥厚)、 PWV(血管の硬さ)、心電図、眼底検査 負荷心電図やホルター心電図、冠動脈CT・エコー
胸痛等の自覚症状の出現	カテーテル検査、動脈造影検査

<血管内腔状態>



25%



50%



75~
90%

3. 妊娠や子どもの健やかな健康増進に向けた取組み

	産後健診	産後ケア
対象者	産後2週間及び産後1ヶ月以内の産婦	褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児
内容	○問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ○必要に応じて産後ケア事業につなげる。	○宿泊型 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。 ○デイサービス型 個別・集団で支援を行える施設において、日中来所した利用者に対し実施。 ○アウトリーチ型 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

ふるさと納税の状況報告と新たな取り組みについて

H30.9.21議会全員協議会
まちづくり政策課

1. ふるさと納税(くだもの里まつかわ応援寄付金)の状況(H30.8月末現在)

(1) 寄附金の受付件数

活用事業別	H30	H29	増減	増減比
自然環境・農村景観・公園事業	475	838	-363	-43.3%
子育て・人材育成・教育事業	383	850	-467	-54.9%
高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	78	155	-77	-49.7%
その他目的達成のために町長が認めた事業	339	805	-466	-57.9%
合計	1,275	2,648	-1,373	-51.9%

(2) 寄附金の受付金額

活用事業別	H30	H29	増減	増減比
自然環境・農村景観・公園事業	7,290,000	9,812,000	-2,522,000	-25.7%
子育て・人材育成・教育事業	5,935,000	9,685,000	-3,750,000	-38.7%
高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	1,085,000	1,860,000	-775,000	-41.7%
その他目的達成のために町長が認めた事業	6,295,000	9,290,000	-2,995,000	-32.2%
合計	20,605,000	30,647,000	-10,042,000	-32.8%

(3) 返礼品の状況

No.	返礼品	金額		増減	増減比
		H30	H29		
1	ブルーベリー	270,000	980,000	-710,000	-72.4%
2	桃	490,000	1,590,000	-1,100,000	-69.2%
3	すもも(貴陽)	1,260,000	80,000	1,180,000	1475.0%
4	梨(幸水・豊水)	1,010,000	2,980,000	-1,970,000	-66.1%
5	梨(幸水)	1,110,000	2,650,000	-1,540,000	-58.1%
6	梨(二十世紀)	260,000	1,190,000	-930,000	-78.2%
7	梨(南水)	1,630,000	3,610,000	-1,980,000	-54.8%
8	りんご(サンつがる)	390,000	720,000	-330,000	-45.8%
9	りんご(紅玉)	320,000	0	320,000	皆増
10	りんご(シナノスイート)	1,170,000	1,950,000	-780,000	-40.0%
11	りんご(シナノゴールド)	150,000	0	150,000	皆増
12	りんご(サンふじ)	1,220,000	3,120,000	-1,900,000	-60.9%
13	洋梨(ラ・フランス)	460,000	710,000	-250,000	-35.2%
14	洋梨(ル・レクチェ)	2,895,000	4,150,000	-1,255,000	-30.2%
15	果物詰合せ(ふじ+シナノゴールド)	50,000	720,000	-670,000	-93.1%
16	果物詰合せ(シナノスイート+南水)	840,000	1,680,000	-840,000	-50.0%
17	干し柿(市田柿)	950,000	1,140,000	-190,000	-16.7%
18	リーフレタスセット		100,000	-100,000	皆減
19	くだものチップス	10,000	30,000	-20,000	-66.7%
20	味の玉手箱	30,000	0	30,000	皆増

No.	返礼品	金額		増減	増減比
		H30	H29		
21	桜の飴セット	0	10,000	-10,000	皆減
22	ロールケーキ&アップルパイ		90,000	-90,000	皆減
23	黒豚ロースパック	70,000	240,000	-170,000	-70.8%
24	ソーセージ詰め合わせセットA	30,000	50,000	-20,000	-40.0%
25	ソーセージ詰め合わせセットB	10,000	60,000	-50,000	-83.3%
26	黒豚ハンバーグセット	0	10,000	-10,000	皆減
27	黒豚みそ漬けセット	30,000	60,000	-30,000	-50.0%
28	黒豚ハンバーグ&みそ漬けセット	30,000	50,000	-20,000	-40.0%
29	黒豚餃子	0	30,000	-30,000	皆減
30	ソーセージ手作り体験	0	0	0	皆減
31	黒豚3回定期便	60,000		60,000	皆増
32	黒豚6回定期便	60,000		60,000	皆増
33	漬物セット	20,000	220,000	-200,000	-90.9%
34	フルーツジュースセット(500ml×3)	30,000	150,000	-120,000	-80.0%
35	フルーツジュースセット(500ml×6)	20,000		20,000	皆増
36	フルーツジュースセット(200ml×10)	160,000	420,000	-260,000	-61.9%
37	りんごジュースセット(1000ml×4)	100,000	0	100,000	皆増
38	りんごジュースセット(1000ml×6)		310,000	-310,000	皆減
39	国産野菜ジュースセット	30,000	50,000	-20,000	-40.0%
40	フルーツスムージー	90,000	120,000	-30,000	-25.0%
41	松川町の銘酒セット	10,000	0	10,000	皆増
42	シードル&りんごワインセット	10,000	60,000	-50,000	-83.3%
43	シードル2本セット	10,000	0	10,000	皆増
44	りんごワイン(ふじ・紅玉)セット	0	0	0	皆減
45	りんごワインケーキ&紅玉ワイン		20,000	-20,000	皆減
46	葡萄ワインケーキ&山葡萄ワイン		10,000	-10,000	皆減
47	スパークリングワインセット	30,000	0	30,000	皆増
48	ワイン2本セット		90,000	-90,000	皆減
49	ワイン3本セット	80,000		80,000	皆増
50	さくらんぼ(佐藤錦)	15,000	285,000	-270,000	-94.7%
51	さくらんぼ(月山錦)	400,000	300,000	100,000	33.3%
52	お米	75,000	180,000	-105,000	-58.3%
53	マツタケ	4,000,000	0	4,000,000	皆増
54	檜木炭	10,000	30,000	-20,000	-66.7%
55	りんごの木(20kg限定)オーナー	50,000		50,000	皆増
56	りんごの木オーナー	255,000	80,000	175,000	218.8%
57	りんご狩り入園券	0	40,000	-40,000	皆減
58	さくらんぼ狩り	60,000	30,000	30,000	100.0%
59	清流苑入湯券+ごぼとん丼券食事券	0	0	0	皆減
60	フォレストアドベンチャー松川利用券	30,000	0	30,000	皆増
61	清流苑平日ペア宿泊券	160,000	0	160,000	皆増
62	人間ドック+清流苑宿泊プラン	0	0	0	皆減
	返礼品未選択(ご辞退)分	155,000	252,000	-97,000	-38.5%
	合計	20,605,000	30,647,000	-10,042,000	-32.8%

2. 新たな取り組み(広域連携型クラウドファンディングの実施)について

- 移住定住の基礎となる交流人口の増を図るため、町をPRし、ファンを増やす。
- 事業の財源を効果的に確保する。

(1) 広域連携型ガバメントクラウドファンディングについて

① ガバメントクラウドファンディングとは

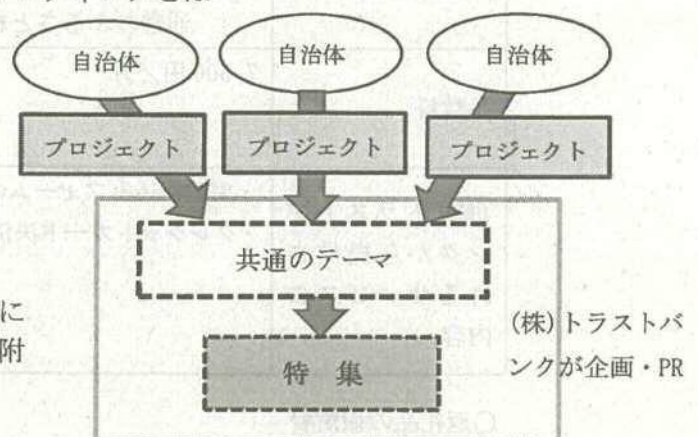
ガバメントクラウドファンディング(GCF)は、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」(運営:(株)トラストバンク)が提唱したふるさと納税募集の仕組みで、「自治体が事前にふるさと納税の特定の使い道を提示し、ふるさと納税で資金を調達する」形式

	通常のふるさと納税	GCF
寄附の目的	町が定める以下の「分野」から選択 1 自然環境・農村景観・公園整備事業 2 子育て・教育・人材育成事業 3 高齢者の生きがいづくり・公共交通事業 4 その他	町が定める具体的なプロジェクト (例:「〇〇山の登山道を整備する事業」、「長期留学する高校生を応援する事業」等)
寄附金充当先	上記1~4に沿った事業の財源	上記プロジェクトの財源
返礼品	地域の特産品等から選択	プロジェクトに関連する品
宣伝・PR	ふるさとチョイスの自治体ページ	ふるさとチョイスの特集ページ + プロジェクトページ

② 広域連携型ガバメントクラウドファンディングとは

共通のテーマに対し、自治体がそれぞれ立ち上げたプロジェクトを、(株)トラストバンクがとりまとめて特集する、ふるさと納税の寄附募集方法。

⇒ 特定のテーマに関心を持つ寄附者にアプローチし、自治体への関心と寄附につなげる。



③ ふるさとチョイスが企画する当年度の広域連携型GCFのテーマ

- テーマ①「動物の命を守る」…動物の殺処分ゼロ又は削減等に取り組む事業
- テーマ②「高校魅力化」…高校生が主体となって地域の活性に取り組む事業
- テーマ③「2020年」

…2020年大会に向けた障がい者スポーツ推進事業、ホストタウン事業

(2) 広域連携型GCFへの参加案

町では、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるコスタリカ共和国のホストタウンに認定され、ホストタウン事業に取り組んでいることから、これをプロジェクトとし、広域連携型GCFに参加したい。

① プロジェクト案

- ・事業概要：コスタリカスタディツアー（ホストタウン事業のうち具体的な事業）
 - ◆事業が具体的であればあるほど、寄附者の共感や応援につながる。
 - ◆あらかじめ予算措置が必要（寄附が目標金額に届かなくても実施するため）
- ・目標金額：200万円（※）（100万円以上であって事業に要する額）
 - （※）高校生の渡航費に充当。（31万円－自己負担分8万円＝20万円）×10人
- ・寄附募集期間：およそ3ヶ月（9月末～12月末）

② スケジュール

9月上旬～中旬	町…プロジェクト参加申込み プロジェクトページの作成
9月下旬～10月初週	広域連携型GCFプロジェクトページの公開 9月27日（木）公開予定 （※）公開日に自治体首長参加による記者会見を予定

プロジェクトへの参加が遅れると、寄附の募集期間等が短くなってしまふなどの弊害があり、(株)トラストバンクの提示した公開スケジュールに基づき、作業を進める必要がある。

③ 経費

○(株)トラストバンクへの支払手数料…集まった寄附額の10%（最低金額10万円）

	通常のみさと納税	広域連携型GCF
手数料	7,500円/月	寄附額の10% ※手数料が10万円に満たない場合は、10万円
(株)トラストバンクから提供されるサービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附申込みフォームの利用 ・クレジットカード決済との連動 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附申込みフォームの利用 ・クレジットカード決済との連動 ・プロジェクトページの制作 ・特集ページへの掲載 ・メールマガジン等による広報

○返礼品の報償費

○寄附受領証明書等の郵送料 等

松川町環境コンテンツ 2018 動画 CM について

平成 30 年度環境大使事業

プロデュース：和田琢磨 出演：並木のり子 ナレーション：森田桂介(敬称略)

使用楽曲：「きみと未来と長野県」 撮影：チャンネル・ユー 映像時間：30 秒

SCENE	映像イメージ テロップ	(場所)、説明、「ナレーション」
1		<p>(清流苑近くの小川)</p> <p>川のほとりで森を見あげる並木</p> <p>「今日からできる ごみを作らない」</p>
2	 <p>Reduce</p>	<p>(清流苑近く およりの森)</p> <p>手を広げて、顔をあげる並木 (カメラ視線アップ)</p> <p>「Reduce 行動」</p>
3		<p>(清流苑テラスのテーブル)</p> <p>たくさんの料理を前に嬉しそうにはしゃぐ並木と親子連れ</p> <p>「あるをつくして、 いただきました。」</p>

SCENE	映像イメージ テロップ	(場所)、説明、「ナレーション」
4	 <p>20・10運動</p>	<p>(清流苑テラスのテーブル)</p> <p>「ごちそうさま」する並木</p> <p>「残さず食べよう！」</p> <p>20・10運動」</p>
5	 <p>わたしたちが 地球のために できること！</p>	<p>(およりての森 大の字広場)</p> <p>まずは近くに並木の顔が認識できるくらいから、カメラがドローンで上昇、上空に</p> <p>「わたしたちが</p> <p>地球のために</p> <p>できること！」</p>
6	 <p>長野県 松川町。</p>	<p>(およりての森 大の字広場)</p> <p>ドローン上空に！ 景色の中心に並木</p> <p>「未来をつくろう！」</p> <p>長野県松川町。」</p>

動画 CM の活用予定

- ・環境省主催「Re-Style CM コンテスト」へ応募、10月審査結果発表
- ・町ホームページ、フェイスブックへ掲載（10月の3R推進月間にあわせて）
- ・チャンネル・ユーで放映
- ・にゃんたぶうからの発信

すいよく はつでんしょ
水力発電所に
 なまえ
名前をつけて
ください

おうほしめきり
応募締切

へいせい ねん かつ にち
平成30年8月31日

しっしん はつでんしょ
 ※この写真は発電所
 かんせいよとう
 の完成予想です。



かたぎり つく はつでんしょ
片桐ダムに作っている発電所

へいせい ねん はつでん はじ よてい
 平成33年から発電を始める予定です。

およそ、400軒分の電気を作ることができます。

みなさんが使う電気は、ここで作った電気かもしれないね。

ながのけんきぎょうきよく かたぎり けんせつちゆう はつでんしょ
長野県企業局では、片桐ダムに建設中の発電所の
 なまえ ほしゅう
名前を募集します。

おうほようし ひつようじこう きにゆう がっこう
このチラシの応募用紙に必要事項を記入して、学校に
 ていしゅつ
提出してください。

選考方法：選考委員会（長野県、松川町役場など）にて審査のうえ決定します。

結果発表：10月に各学校に通知するとともに、南信発電管理事務所ホームページ

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/nanhatsu/index.html>)にて発表します。

注意事項：採用された名前の著作権、その他の一切の権利は長野県に帰属するものとします。
 応募者の個人情報の取り扱いには十分留意し、本目的以外には使用しません。

問い合わせ先 長野県企業局 南信発電管理事務所

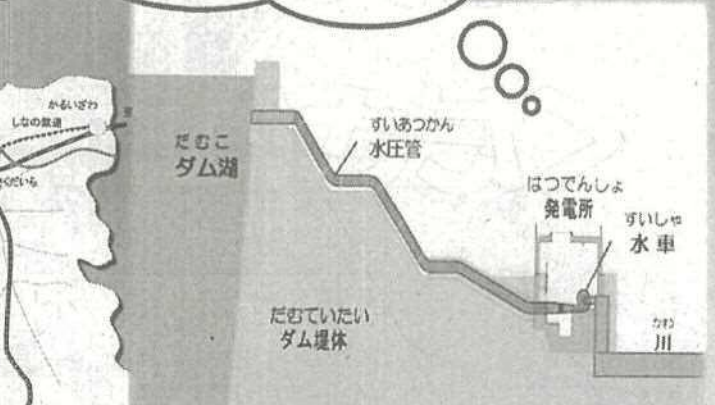
TEL：0265-72-6121 FAX：0265-78-8050

E-mail：nanhatsu@pref.nagano.lg.jp

ながのけんえいはつでんしょ ほしよ
長野県営発電所の場所

けんえいはつでんしょ つく でんき
県営発電所で作る電気
10万軒分の電気をつくることができます。これは、県内
の家庭で使う電気の12パーセントにあたります。

すいりょくはつでん
水力発電のしくみ
ダム湖にためた水が流れる力を利用して、水車を回して発電します。



すいりょくはつでんしょ なか きかい
水力発電所の中の機械



この写真は高速さくら発電所の様子です。

きりとりせん

かたぎり 片桐ダム すいりょくはつでんしょなまえおうぼうし
水力発電所名前応募用紙

がっこうめい 学校名		がくねん くみ 学年、組	ねん 年	くみ 組
ふりがな なまえ あなたの名前				
ふりがな はつでんしょ なまえ 発電所の名前			はつでんしょ 発電所	
なまえ この名前を りゆう つけた理由				

富士森公園草刈り事故の損害賠償について

平成 30 年 5 月 11 日（金）午前 9 時 45 分頃、道路作業員が富士森公園にて草刈り機を使用して公園内の除草作業を行っていたところ、石を弾いてしまい、隣接するアパートの網戸・窓ガラスに当たり破損させる事故が発生しました。

道路作業員の作業中に起きた事故であることから、総合賠償保険にて損害賠償を行うため下記内容で相手方と示談の交渉を行い、示談成立となりましたので報告いたします。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 損害賠償の額 | 125,334 円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | S 氏（松川町元大島） |
| 3. 示談の成立日 | 平成 30 年 9 月 5 日 |
| 4. 破損内容 | 網戸・窓ガラス |
| 5. 事故の場所 | 富士森公園 |



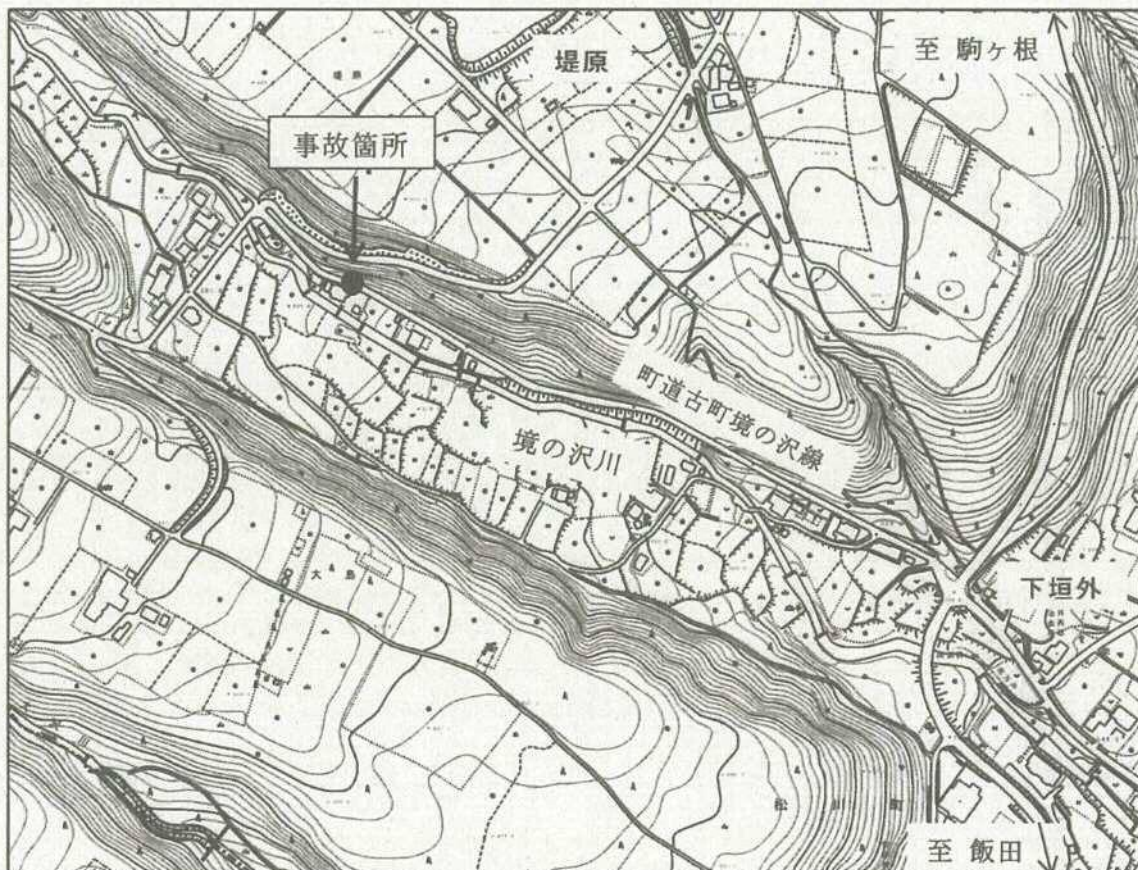
車両事故による損害賠償について

平成 30 年 8 月 3 日（金）午前 8 時頃、下記相手方の自家用車が町道古町境の沢線下垣外地籍を西から東へ走行中、横断側溝の部分を通り過ぎた際に、グレーチングを跳ね上げ、タイヤ等が破損してしまいました。

町道に設置してあるグレーチングにがたつきがあり、車両通行の際に跳ね上がった事が原因であり、管理不足による事故であることが認められるので、総合賠償保険にて損害賠償を行うため下記内容で相手方と示談の交渉を行い、示談成立となりましたので報告いたします。

記

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1. 損害賠償の額 | 33,372 円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | H氏（松川町元大島） |
| 3. 示談の成立日 | 平成 30 年 9 月 12 日 |
| 4. 破損内容 | タイヤ 1 本、ホイール 1 本、マットガード 1 個 |
| 5. 事故の場所 | 町道古町境の沢線 |
| 6. 車両 | スバル サンバーバン |



固定資産税課税誤り防止改善計画報告について

1 課税誤りの内容について

住宅用地に対する固定資産税について、原則として地方税法に基づき課税標準を減額するという特例措置(敷地面積が200㎡までは1/6、残りの部分は1/3、家屋の床面積の10倍が限度)が適用される所、一部のアパート及びグループホーム等の敷地となっている土地について、入居戸数分を適用しなければいけない所、戸数を誤って少なく入力するミスがあり特例措置が正確に適用されないまま過大に徴収している誤りが判明いたしました。

町民並びに納税者の皆様にはご迷惑をおかけするとともに、町の税務行政の信頼を著しく損なうことになり、心から深くお詫び申し上げます。

「住宅用地の特例措置」の適用について、アパート及びグループホームの再調査を行っており、課税誤りが判明した対象者には、お詫びと税額変更通知を早急に送付します。差額につきましては後の納期で調整させていただきます。すでに納付済みの方については速やかに還付の手続きを進めます。

2 対象軒数及び対象額

対象軒数	5軒
還付金等	1,287,200 円
還付加算金等	446,800 円
還付金等計	1,734,000 円

3 課税誤り発生の原因・要因について

(1) 組織体制・機能等

職員数の減少や業務量の増加、業務の細分化・専門化、システムへの過度の依存などから、主担当以外の職員のチェックが手薄となっていること。

(2) 職員意識・資質等

職場内での教育、研修の機会が少ないことにより、職員の知識・経験が不足していること。ルーチンワークに係る仕事の質が低下して、組織としてのチェック体制が機能しにくくなっていること。

(3) 職場環境等

職場内などでのコミュニケーション不足による失敗事例や、課税事務処理経過の情報共有不足などから、職場内に業務を進める上での注意すべき点などの共通認識がないこと。

4 課税ミス防止に向けた対応策

原因・要因は相互に関連しながら様々なミス等を引き起こしていると考えられますが、ミス等の背景にある原因・要因を取り除き、不注意等によるミスを防止するための対応策として、次の取組を実施いたします。

- (1) 土地評価の主担当が行った特例措置の適用処理を、副担当が再度確認するチェックリストを設けるなどの対策をすることにより、課税の入力漏れ及び入力誤りを防ぐためのダブルチェックを図ります。
- (2) 町では土地及び家屋に関し、法務局から送付される登記内容の変更「登記済み通知書」により物件の確認を行い異動を課税台帳へ反映させています。入力結果は2人1組で確認し、1人が読み上げ、1人が入力内容をチェックすることで入力ミス防止を図ります。
- (3) 当該年度分の課税台帳の入力後に、土地と家屋それぞれの前年度課税台帳データを突合し、最終確認を行うこととします。
- (4) 定期的な研修の外、各担当者の理解度に応じた職場での教育、研修を強化することで、知識の向上及び平準化を図ります。
- (5) 納税者の方へ、広報誌やホームページ等を通じて、課税明細書の見方及び特例措置制度の周知を図ります。
- (6) 課内会議、係内会議等を月に1回以上、定例的に開催するなど、積極的に組織内での情報共有を図ります。
- (7) 業務マニュアルは、1年間を通して作成・更新し、必要に応じて随時最新の情報に更新するとともに、業務手順を「見える化」し、業務のスムーズな引継ぎや事務改善につなげます。

上片桐町営グラウンドの照明設備故障について

1. 経過

平成 30 年 8 月 6 日午後 7 時頃からの雷により、上片桐町営グラウンドの照明に不具合が発生する。翌日、北原電気保安管理事務所と現場の立ち合いを行い、不具合内容の調査を行う。8 月 23 日、電気工事業者、制御盤メーカー、北原電気保安管理と現場調査を実施して復旧方法の検討を行った。現在は町営グラウンドの夜間使用ができないため受付をしていない。

2. 不具合内容

①南コート（下図①②⑤⑥⑦⑧⑨）

・コインを投入しても全ての照明が点灯できない。

②北コート（下図②③④⑤⑧）

・コインを投入すると部分的に照明が点灯するが、タイマーで消灯する機能が働かず、照明を切っても点灯したままとなっている。

3. 現場調査による不具合の原因及び復旧方法

町営グラウンドの照明点灯システムは 20 年経過しており、電子機器の自然劣化と 8 月 6 日の雷による故障と考えられる。照明柱には雷対策が取られているが、雷の影響を皆無にすることは現状出来ない。

コイン盤取り替え、照明伝送ユニット、照明柱盤内の部品交換を行うことで復旧できるが、コイン盤は受注生産品であるため製造に 3～4 か月かかる。これらの修繕工事の概算費用は 430 万円になる見込みである。来年度 4 月からの稼働にむけて修繕工事を実施していきたい。

4. 現場見取り図



- ・コイン盤 2 台更新
- ・照明柱①～⑨の部品取替
- ・照明柱⑨内の伝送ユニット取替